

檜原村木質バイオマス推進協議会規約

制定 2013年9月2日

(名称)

第1条 この会は、「檜原村木質バイオマス推進協議会」（以下「協議会」という）という。

(目的)

第2条 協議会は、檜原村での木質バイオマスのエネルギー利用を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 木質バイオマスのエネルギー利用を促進するためのビジネスモデルの検討、構築、コンサルティング
- ② 木質バイオマスのエネルギー利用を促進するためのモデル事業の運営、課題整理、普及啓発活動
- ③ 木質バイオマスのエネルギー利用に基づく温室効果ガス削減量の認定スキームの運営管理、温室効果ガス削減プロジェクト及び排出権クレジットの認定、排出権クレジットの管理
- ④ カーボン・オフセットを証明する書類等の発行、管理
- ⑤ 温室効果ガス削減量の認定事業やカーボン・オフセット証明事業において、認定あるいは証明による収入を得た場合の収入の分配
- ⑥ 木質バイオマスのエネルギー利用に関する情報の調査
- ⑦ その他木質バイオマスのエネルギー利用の促進に必要なこと

(会員)

第4条 協議会の入会資格等は次の各号に定めるとおりとする。

- ① 檜原村の木質バイオマスのエネルギー供給、利用に携わる者又は学識経験者であって、本会の目的に賛同する個人、団体又は法人とする。
- ② 檜原村の木質バイオマスのエネルギー利用に関心があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする個人、団体又は法人とする。

(入会・退会)

第5条 協議会への入会又は退会は、書面をもってその旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第6条 協議会は、会員が次の各号に該当する場合は、当該会員の除名をとることができる。

- ① 協議会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- ② 死亡もしくは破産した場合
- ③ 会員として不適當であると認める事由がある場合
- ④ 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

(役員)

第7条 協議会には次の役員をおく。

- ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名以内
 - ③ 事務局長 1名
2. 会長は、互選によって会員の中から選任する。
 3. 副会長及び事務局長は、会員の中から選任する。
 4. 役員任期は、1期を1年とし、再任は妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたとき、並びに総会に会長不在の場合は、会長の職務を代理する。
3. 事務局長は、協議会の運営に必要な会務を掌理する。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2. 総会は、会長が招集する。
3. 総会は、この規約で別に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
4. 総会は、会員をもって構成し、会員の現在数の過半数以上の出席で開催し、議事は出席した会員の過半数をもって決する。なお、会長の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。
5. やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。
6. 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

7. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。なお、会員は、協議会の年会費その他運営の為の費用を負担しない。

(解散)

第11条 協議会は、設立目的を達成したときは、総会の議決を経て解散することができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人多摩地域活性化センターに置く。

(規約の改定)

第13条 この規約は役員間協議により改定できる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務運営上必要な事項は、役員間協議において定める。

附則

この規約は、2013年9月2日から施行する。